

別添 1

畜産クラスター計画に係る総合評価基準

I 畜産クラスター計画に係る総合評価基準

合計 95 点

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

1 畜産クラスター計画の総合評価

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 地域の政策課題への対応	畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）の取組が都道府県計画等の地域計画等と整合し、都道府県等の支援を受けて高い効果を発揮するかについて評価。	25 点
① 目的の設定が収益性向上に資するものとなっており、政策課題に対応した成果の上がるものとなっている。	「特に推進すべき取組」（別添）に列挙された次の政策課題（テーマ）に対応し、各地域の実態を踏まえて、成果が上がるものとなっているかについて、次を評価。 政策課題（テーマ） i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、iii) 労働負担の軽減、iv) 飼養管理の改善等を通じた収益力強化、v) 国産飼料の拡大、vi) 畜産環境問題への対応、vii) 既存の生産基盤の有効活用、viii) 経営資源の継承、ix) その他都道府県が別途定める課題 ○ 目的の設定と政策課題への対応 地域の実態を踏まえて目的が設定されており、協議会が重点的に取り組む政策課題（テーマ）と畜産クラスター計画で定めた政策課題（テーマ）について、その課題に着目した取組が実際に行われ、収益性向上に資するものとなっているか。	最大7点
② 協議会の取組と都道府県計画等が整合している。 ※ 都道府県計画等とは、次のいずれかをいう。 ・酪肉近都道府県計画 ・酪肉近市町村計画	協議会の取組が都道府県計画等で推進すべき政策課題と整合的なものになっているかについて、協議会の取組が、都道府県計画等のどの部分に該当するかを明らかにした上で、次を評価。 ア) 都道府県計画等との整合性 都道府県計画等の実現に向けて効果を発揮する取組であるか。	最大10点

・畜産再興プランに係る緊急3課題の目標 ・其他都道府県、市町村が策定し公表している独自の振興計画	イ) 都道府県計画等の優先度合い 都道府県計画等に掲げられた項目のうち、特に優先度が高いとされた項目に対して、高い効果を発揮する取組であるか。	
③ 都道府県等が補助その他の施策により支援している。	都道府県、市町村、農協等の地域の機関が、畜産クラスター計画に位置付けられた取組に対して、補助、融資等による支援を行っているかを評価。	最大5点
④ 収益性向上に貢献し得る他の政策課題に対応し、成果が上がるものとなっている。	①の政策課題のほか、地域の実態を踏まえて、例えば次のような課題に即した取組を実施するかを評価。 ア) 女性の参画 イ) 輸出促進 ウ) 雇用の創出 エ) 新たな産業の創出（6次産業化等） オ) 畜産業に関する一般消費者の理解促進（食育等） カ) 経営基盤の継承 に資する取組を行い、効果が明らかになっている場合に、その課題の数に応じて加点する。	最大3点
(2) 行動計画の実現可能性	畜産クラスター計画の「行動計画」が実現可能なものか、その確からしさを評価。	25点
① 行動計画の内容が、現状分析・将来像を踏まえた妥当なものとなっている。	行動計画の内容（規模、スケジュール、支援対象等）の、「目的」欄で記載している現状分析、目指す将来の姿との関係において、次を評価。 ア) 地域の固有の事情への対応 各地域の実態を踏まえた固有の対応策として、有効な方策であって、目指す将来の姿の方向性に合致したものとなっているか（一般的、表層的なものとなっていないか。）。 イ) 取組の規模 現状分析と目指す将来の姿に照らして、適切な規模となっているか。（解決すべき課題や目標設定が曖昧なため、規模が適切か判断できない、又は地域や構成員の実態に照らして実現の見込みがない	最大6点

	程に過大な目標になっていないか、逆に、局所的、一時的な過小な取組となっていないか。)	
② 行動計画が、中心 的な経営体、後継者 不在経営体やその 他の構成員が実行 に移せるよう具体 的で明確なものとな っている。	行動計画が実現可能かを、個々の構成員の活動に着目して判断するため、次を評価。 ア) 行動計画の具体性 行動計画の中で、 a) 中心的な経営体 b) その他の構成員（中心的な経営体を支援する関係機関） c) 協議会の事務局 が、それぞれ、 x) 何を行うのか y) いつまでに行うのか z) どのような役割で相互に連携しているのか が明確になっているか。（施設整備、機械リース事業の直接の対象でない者の役割も明らかになっているか） イ) 構成員毎の現在の取組状況 これまでの中心的な経営体、その他の構成員の取組状況及び事務局の組織・体制、活動実績を踏まえ、それぞれの取組内容が、それぞれが実施可能なものとなっているか。	最大6点
③ 取組の準備状況 から、行動計画が実 行されると見込ま れる。	行動計画を実行するために、準備が十分に進んでいるかを判断するため、次を評価。 ○ 実行に向けた準備の状況 ア) 体制の整備 （事務局の人員が整っているか、取組毎の役割分担の決定・組織化がなされているか） イ) 会議等の開催（協議会の会合、取組毎の会合が適時に実施されているか） ウ) スケジュール（明確な作業スケジュールが定められ、進行管理がなされているか） 等の実施状況、検討状況について、根拠資料を確認し、今後の取組が着実に実施されると見込まれるか。	最大8点
④ 畜産クラスター 事業（調査・実証事 業）や協議会独自で	行動計画に定めた取組に関するこれまでの取組実績について、実施状況や成果に関する根拠資料を確認し、次を評価。	最大5点

行っているこれまでの取組の成果が計画に反映されている。	ア) 畜産クラスター事業等の成果の反映 畜産クラスター事業（調査・実証事業）及びその他の協議会独自の取組の成果が明らかになっており、行動計画がその成果に基づいたものとなっているか。 イ) 調査・実証事業の計画 今後、調査・実証事業を実施する計画を有しており、調査・実証事業で目指す成果が、行動計画の実現に資するものとなっているか。	
(3)収益性向上の効果 ① 行動計画に示された取組が、地域の収益性向上に資するものとなっている。	行動計画を着実に実行した場合、地域の収益性向上に向けて高い効果を発揮するかを評価。 ① 行動計画に示された取組が、地域の収益性向上に資するかについて、次を評価。 ア) 行動計画と期待される効果の因果関係 「行動計画」に定められた取組（何年間継続するか、幾つの経営体がどの程度の規模で行うのか）と、「期待される効果」に示された効果（コストがどれだけ削減され、又は販売額がどれだけ増加されるか）との因果関係が明らかであるか。 イ) 収益性向上効果の算定 それぞれの取組による効果が、コスト削減や販売額の増加といった指標に換算され、収益性向上の効果として適切に算出されるなどにより、取組の収益性向上への効果が明らかになっているか。 ウ) 関係機関（その他の構成員）の貢献 施設整備や機械導入を行った場合の直接的な効果以外に、地域の関係機関（自治体、生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売企業など）の構成員の連携の取組により、収益性が更に向上するものとなっているか。 ② 収益性向上効果	15 点 最大10点
	収益性向上の効果について、その把握・検証が適切	

の把握・検証が適切に行われ、目標・検証結果が理解・共有されている。	に行われるとともに、目標や検証結果が理解・共有されているかを評価。 ア) 効果の把握・検証 収益性向上の効果を把握するためのデータが、個別経営も含めて収集され、その効果を検証することが可能であるか。 イ) 目標・検証結果の理解・共有 収益性向上の目標とその達成のための取組の効果の検証結果を理解・共有し、必要な改善策を講ずることが可能となっているか。	最大5点
(4)連携の実効性	行動計画を着実に実行した場合、地域の連携が実効性を持つかについて評価。	10点
① 協議会内で取組に応じた連携体制が整備されている。	連携体制の整備状況について、会合の開催状況や取組実績等の根拠資料を確認の上、次を評価。 ア) 連携体制の整備状況 a) 施設の共同利用を通じた取組 共同利用施設が多く、経営体に効果的に活用されるための方法・計画について、関係者間での話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、その方法・計画の理解が醸成されているか。 b) 個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体が地域的に連携する取組 地域全体での目標や個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画について、話し合い等を通じて具体的な方法・計画が明らかにされており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう、協議会事務局等により広報・指導、推進などが行われているか。 イ) 取組の効果等についての情報共有 協議会内での取組の実施状況が報告、把握され、	最大5点

	取組の効果や改善方法についての話し合い等を通じて、情報共有がなされるようになっているか。	
② 中心的经营体又は後継者不在经营体とその他の構成員の役割分担が明確で相互に効果的に連携している。	中心的经营体又は後継者不在经营体とその他の構成員の役割分担の明確さ、効果的な連携について、評価。 ア) 明確な役割分担と関係者の認識 協議会の取組内容や行動計画において、中心的经营体又は後継者不在经营体とその他の構成員（生産者団体、飼料・機械メーカー、流通・販売業者などの関係機関）の役割がそれぞれ明らかになっており、その役割分担が十分に行われているか。定期的な話し合いの場や互いの連絡等により互いの役割が確認されているか。 イ) 相互の効果的な連携 中心的经营体又は後継者不在经营体とその他の構成員の役割が相互に関連し合い、十分な効果を発揮できるものとなっているか。定期的な話し合いや連絡等により、役割分担の実効性を検証し、改善方法を見出し実施することができるものとなっているか。	最大5点

合計 75点

2 加算事項

都道府県知事は、総合評価の実施に当たり、以下に該当する場合には、「畜産クラスター計画に係る総合評価」の合計点に、それぞれの点数を加算することができるものとする。

- ① 環境と調和のとれた食料システムのための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく認定に対する加算（該当すれば 3 点（1 割以上）又は 5 点（3 割以上））

畜産クラスター協議会の構成員における農業者（畜産農家を含む。）のうち、みどりの食料システム法に基づき、以下の計画の認定を受けている者が 1 割以上の場合又は 3 割以上の場合

- ・環境負荷低減事業活動実施計画
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画

- ② 国産飼料の増産や耕畜連携等を通じた取組に対する加算（アに該当すれば 3 点、ア及びイの両方に該当すれば 5 点）

地域一体となった国産飼料の増産や耕畜連携の推進等の取組であって、次に掲げる場合（地域の一体性を重視し、個々の農家が個別に取り組む場合は加点の対象としない。）

ア 畜産クラスター計画に位置付けられた取組として実施する場合

イ 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）に位置付けられた取組として実施する場合

- ③ 堆肥の高品質化・ペレット化等を通じた取組に対する加算（該当すれば 5 点）

畜産クラスター計画において、みどりの食料システム法に基づき、基盤確立事業実施計画の認定を受けている堆肥センター等が堆肥の高品質化やペレット化等に取り組む場合（地域の一体性を重視し、個々の農家が個別に取り組む場合は加点の対象としない。）

- ④ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づく認定に対する加算（該当すれば 5 点）

畜産クラスター協議会が、スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合。

3 減算事項

都道府県知事は、総合評価の実施に当たり、以下に該当する場合には、「畜産クラスター計画に係る総合評価」の合計点から、点数を減算するものとする。

- ・国産飼料の確保に取り組まない場合の減算

畜産クラスター計画において、政策課題として「国産飼料の拡大」を選択し、地域一体となって国産飼料（エコフィード等を含む）の確保に取り組む計画となっていない場合（該当する場合の減算点：5 点）

Ⅱ 施設整備の事業計画に係る総合評価基準

合計 95 点

※ 各評価項目の採点の根拠とした資料を添付すること

1 施設整備による直接的な効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備を実施する中心的な経営体の評価	中心的な経営体が、施設整備により収益性向上が見込まれるかについて評価する。	15 点
① 施設の活用等の準備状況が整っており、行動計画に沿った活用が見込まれる。	整備した施設の活用等に係る準備状況（労働力や補助残の手当等）及び施設整備後の畜産物や堆肥等の供給先について十分調整されており、整備する施設が行動計画に沿って確実に活用され、効果が発揮されると見込まれるか。 また、整備した施設で家畜伝染病が発生した場合において、都道府県が迅速な防疫措置を講じるための体制が構築されているか。	最大5点
② 中心的な経営体自身の収益性向上が図られている。	中心的な経営体自身の収益性が十分に向上すると見込まれるか。 施設整備の内容、行動計画における施設の利用の具体的な内容から、中心的な経営体の収益性向上の効果の達成が期待されるか。 特に、対象となる畜産物の価格低迷時や、供給量が都道府県計画等で定めた目標値に迫っている場合においては、単に増産を図るのではなく、コスト削減等について十分検討されており、中心的な経営体の収益性の向上に配慮がされているか。	最大5点
③ 中心的な経営体へのサポート体制が構築されている。	地域において CS・CBS やコントラクター、TMR センター等のハード面でのサポート体制が構築されているか。 また、施設整備事業及び整備した施設を利用する中心的な経営体に対し、関係機関等のその他の構成員によって、技術、販売、資金等の観点から、ソフト面でのサポート体制が構築されているか。	最大5点

(2) 生産効率の改善による畜産物の出荷量等の向上効果	生産効率の改善による単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等の向上効果を、その伸び率により評価する。 ・ 10%以上 5 点 ・ 5 %以上 4 点 ・ 3 %以上 3 点 ・ 1 %以上 2 点 ・ 1 %未満 1 点	5 点
(3) 収益性向上効果に対する投資効率	総事業費が3億円を超える事業について、「収益性向上効果（経営体の所得向上効果）」÷「総事業費」で算出される値により、収益性向上効果に対する投資効率を評価する。 <u>「収益性向上効果（経営体の所得向上効果）」</u> 「総事業費」 の値に応じて、5点から減点 ・ 1 %未満 : 4 点減 ・ 1 %以上 3 %未満 : 3 点減 ・ 3 %以上 6 %未満 : 2 点減 ・ 6 %以上 9 %未満 : 1 点減 ・ 9 %以上又は総事業費 3 億円以下の事業 : 減点なし	5 点

2 施設整備の地域全体への波及効果等

評価する内容	評価の方法	配点
(1) 施設整備と畜産クラスター計画の整合性	施設整備と畜産クラスター計画との整合性、関連する取組の具体性等から、当該施設整備による効果の実現可能性を評価する。	12 点
① 施設整備の内容と行動計画の内容が整合的である。	施設整備の規模、機能、利用方法が、行動計画で実施することとしている取組に照らして適切なものであるか。 (unnecessary 機能を有する施設整備の内容となっていないか。継続的な利用によりクラスター計画の目標を達成できると見込める利用方法となっているか。)	最大6点
② 施設整備の内容と収益性向上効果が整合的である。	整備した施設を利用した取組が行動計画に沿って着実に行われた場合、地域全体の収益性向上に効果的なものとなっているか。	最大6点
(2) 政策課題への対応		12 点
① 畜産クラスター計画に示された政策課題に対して効果を有する。	畜産クラスター計画に示された政策課題(「特に推進すべき課題」、都道府県計画等に整合する課題)に対して、効果的な施設として利用されると見込まれるか。	最大6点
② 都道府県、市町村等が課題への対応状況を把握し、必要な支援を行える。	都道府県、市町村等の各種計画に示された政策課題に対応する施設であり、都道府県等が施設の利用状況を確認・把握することができ、必要な支援を行うほか、施設利用の成果を計画的に活用する方策が存在するか。	最大6点
(3) 整備した施設に係る活用方法・効果の地域的な共有		11 点
① 整備した施設の活用方法について地域的な体制が整備されている。	ア) 共同利用施設 整備した施設の共同利用を通じた取組について、共同利用施設が多くの経営体に効果的に活用されるための方法・計画についての関係者間での話し合い等を通じて、具体的な方法・計画	最大6点

	を明らかにしており、その方法・計画の理解が醸成されているか。 イ) 個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体の施設 個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体が整備した施設を地域的な連携により活用する取組について、地域全体での目標や個々の中心的な経営体又は後継者不在経営体の取組の効果を地域に波及するための方法・計画についての話し合い等を通じて、具体的な方法・計画を明らかにしており、それが個々の経営体の実際の取組につながるよう協議会事務局等により、広報・指導、推進などが行われているか。	
② 施設整備の効果について、地域内で状況の報告体制が構築されており、成果が得られていない場合の改善策が講じられる。	整備した施設を活用する取組の実施状況が報告、把握されるようになっているか。また、予定どおりの成果が得られていない場合等については、取組の効果や改善方法に関する話し合い等を通じて、状況改善に努めるようになっているか。	最大5点

合計 60点

3 加算事項

都道府県知事は、総合評価の実施に当たり、以下に該当する場合には、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点に、それぞれの点数を加算することができるものとする。

なお、以下の各計画にあつては、目標年度は、事業実施後5年とし、その進捗状況を把握できるものであること。

(1) 国産飼料の生産・利用拡大のための加算（5%以上10%未満に該当すれば5点、10%以上に該当すれば10点）

国産飼料の生産・利用を拡大するため、畜産クラスター計画において、政策課題として「国産飼料の拡大」を選択している取組に位置付けられた施設整備について、取組主体が以下のいずれかに該当する計画を有しており、その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合であつて、その生産又は利用について、供給する側と利用する側の間で、今後、3年間以上にわたる契約等の具体的な取決めがなされている場合

- ① 国産飼料（耕畜連携により供給を受ける飼料を含む。）の生産拡大の具体的な数値目標が設定されており、利用量の割合が現状値に比べ、5%以上10%未満又は10%以上向上する計画となっている場合
- ② エコフィードの利用拡大の具体的な数値目標が設定されており、利用量が現状値に比べ、5%以上10%未満又は10%以上向上する計画となっている場合

(2) 畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化のための加算

畜産・酪農の生産基盤強化及び飼養管理の高度化を図るため、畜産クラスター計画において、政策課題として「飼養管理の改善」を選択している取組に位置付けられた施設整備について、取組主体が以下のいずれかに該当する計画を有しており、その行動計画の実現可能性が高く評価できる場合

① 家畜の改良を効率的、効果的に行う場合（いずれかに該当すれば2点）

ア) 酪農経営にあつては、

- a) 牛群検定情報に基づいた経営の改善に取り組み、飼養する乳用牛の除籍産次又は平均産次を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね5%以上向上する計画となっている場合
- b) 自家育成や育成牧場の活用等により、自家生産する乳用種雌牛の生産頭数を現状値に比べ、概ね5%以上向上する計画となっている場合

イ) 繁殖経営にあつては、育種価等に基づいた牛群整備を通じて経営の改善に取り組み、分娩間隔又は初産月齢を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね5%以上短縮する計画となっている場合

ウ) 肥育経営にあつては、

- a) 繁殖雌牛の導入や育種価等に基づいた経営の改善に取り組み、出荷月齢を現状値又は地域の平均値に比べ、概ね10%以上短縮する計画となっている場合
- b) 乳用種（交雑種を含む。）肥育から和牛の肥育への転換を図る計画となっている場合

エ) 養豚経営にあつては、

- a) 国産種豚を導入し、産子数などの繁殖に係る情報に基づいた母豚群整備を通

じて経営の改善に取り組む計画となっている場合

- b) 優良な種豚の導入等を通じた経営の改善に取り組み、母豚1頭当たりの年間離乳頭数や出荷日齢を現状値に比べ、概ね5%以上改善する計画となっている場合

オ) 養鶏経営にあつては、

- a) 差別化、地域振興又は国内の生産基盤の強化を図るために、国産鶏種を導入する計画となっている場合
- b) 優良な鶏の導入等を通じた経営改善に取り組み、卵用鶏にあつては産卵率が「鶏の改良増殖目標」における目標数値である89%（鶏群の50%産卵日齢に達した日から1年間）を超える計画となっている場合、肉用鶏にあつては育成率を現状値より、概ね2%以上改善する計画となっている場合

② 飼養管理の高度化を推進する場合（いずれかに該当すれば2点）

- ア) 農場HACCPの認証を取得している、又は認証取得に取り組む計画となっている場合
- イ) 国際水準GAP又は畜産GAPを現に取得し、又は取得に向けて取り組む計画となっている場合

③ 生産技術の向上に取り組む場合（次の全てに該当すれば2点）

- ア) 生産技術の向上を図るため、以下のいずれか1以上の項目について現状水準から改善する数値目標を設定していること
 - a) 受胎率
 - b) 事故率
 - c) 雌畜の供用期間
 - d) 分娩間隔
 - e) 1腹当たりの年間離乳頭数
 - f) その他、畜種に応じて協議会又は取組主体が設定する指標
- イ) 技術指導を行うための、管理獣医師等専門的な知見を有した担当者を協議会内に配置し、ア)で設定した数値目標の達成に向けた取組を実施する計画となっていること

(3) 家畜排せつ物の管理における温室効果ガスの排出削減（該当すれば2点）

家畜排せつ物の管理における、メタン及び一酸化二窒素の排出削減に資するため、堆積発酵や貯留と比べて温室効果ガスの排出が少ない強制発酵や放牧などによる家畜排せつ物の管理・処理を実施している場合。

(4) 家畜の消化管由来の温室効果ガス削減の取組（該当すれば2点）

牛への脂肪酸カルシウム飼料給与など、消化管由来の温室効果ガス削減に取り組んでいる場合（家畜排せつ物処理過程における温室効果ガス排出削減は含まない。）

(5) 耕種農家との連携（該当すれば2点）

耕種農家のニーズを踏まえつつ、堆肥の高品質化やペレット化等に取り組んでおり、自家圃場のみならず、耕種農家等へ堆肥の供給を行っている場合

(6) 経営の協業化を図るための加算（①から④までのうち、2つに該当すれば3点、3つ以上に該当すれば4点）

畜産クラスター計画において、以下の方法で経営の協業化を行う計画を有しており、その実現可能性が高く評価できる場合。

- ① 協業化のあり方として、生産工程（飼料収穫、飼養管理及び家畜排せつ物処理）の全部又は一部について、複数の畜産経営が共同で実施するために、別組織を設立し、積極的な経営展開（飼養頭羽数の増加、畜産物等の出荷量の増加、畜産物等の有利販売等）を図ること又は生産コストの低減を図ること
 - ② 協業化のあり方として、消失が懸念される畜産経営（後継者不在、高齢化、施設の老朽化等）の経営資源（家畜、飼養管理技術、施設、飼料生産基盤等）の全部又は一部を新たに設立する法人経営体または既存の法人経営体に継承すること
 - ③ 協業化した組織及び参画する畜産経営が法人化または法人同士の統合等を行い、後継者の確保についての明確なビジョン（雇用の計画を有している、当該法人への子弟の就農が確実と見込まれる等）を有していること
 - ④ 作業体系が効率化されていること（省力化機械が導入され飼養管理技術に関する技術的なサポート体制が整っていること、部門管理が明確化され明確な責任体制がとられていること及び従業員の福利厚生・役職員の休日の確保の体制が確立されていることの全てを満たすこと）
- (7) 農福連携の取組を推進するための加算（該当すれば2点）
農福連携の取組を現に実施し、又は取り組む計画となっている場合
- (8) 家畜伝染病対策を意識した施設に対する加算（該当すれば2点）
家畜を飼養する施設への出入り口部分に前室を設置する等の家畜伝染病対策を意識した施設になっている場合
- (9) みどりの食料システム法に基づく認定に対する加算（該当すれば5点）
取組主体が、みどりの食料システム法に基づき、以下の計画の認定を受けている、又は受ける見込みである場合
- ・環境負荷低減事業活動実施計画
 - ・特定環境負荷低減事業活動実施計画
 - ・基盤確立事業実施計画
- (10) スマート農業技術活用促進法に基づく認定に対する加算（該当すれば5点）
取組主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合。

4 減算事項

都道府県知事は、総合評価の実施に当たり、以下の事項について、確認がされない場合においては、「施設整備の事業計画に係る総合評価」の合計点から、それぞれの点数を減算するものとする。

- (1) 事業環境の整備及び適正な補助事業執行に係る減算
 - ① 取組主体において、家畜排せつ物の管理等が関係法令に基づき適正に行われており、施設整備後もその規模に応じて、適切な家畜排せつ物等の処理が行われる計画となっていること。（確認がされない場合の減算点：10点）
 - ② 地域住民等に対する事業説明が適切になされており、事業が円滑に実施されると

見込まれること。(確認がされない場合の減算点：10点)

※ 「地域住民等に対する事業説明が適切になされており」とは、地域の状況に応じて、必要により複数回にわたり事業説明が実施されていることをいう。

※ 「事業が円滑に実施されると見込まれること」とは、事業説明の実施の結果、住民合意が得られていること、又は、得られることが確実と見込まれる状況になっていることをいう。

- ③ 取組主体及び事業実施主体である協議会の代表者が、過去に他の国庫補助事業により施設整備を行っている場合、その施設に関して、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律その他関係規程に基づき、適切な利用、報告等がなされていること。(確認がされない場合の減算点：10点)

(2) 政策課題の方向性に係る減算

- ① 国産飼料の生産・利用拡大に取り組まない場合の減算

畜産クラスター計画において、政策課題として「国産飼料の拡大」を選択し、家畜飼養管理施設を整備（補改修を含む。）する中心的な経営体が利用する国産飼料（エコフィードを含む）の割合が増える計画となっていること。（該当しない場合の減算点：5点）

- ② 都道府県計画や市町村が設定する生産数量等の目標を大幅に超過するような規模拡大を行う場合等の減算

都道府県計画や市町村が設定する生産数量等の目標を大幅に超過するような規模拡大を行う計画や、都道府県が迅速な防疫作業を行えないと判断するような大規模経営体が更に飼養規模を拡大する計画となっていること。または、対象となる畜産物の需給が緩和傾向にある場合若しくは対象となる畜産物の価格が低水準の傾向にある場合において大幅に飼養規模を拡大する計画となっていること。（該当する場合の減算点：5点）

- ③ 複数回事業に取り組む場合の減算

過去に施設整備事業を実施した中心的な経営体が再度取り組む場合（該当する場合の減算点：2点×事業の取組回数から1を差し引いた値）

(別添)

《政策課題と特に推進すべき取組》

i) 新規就農の確保

- (恒常的かつ組織的な新規就農希望者の確保対策)
- (恒常的かつ組織的な離農農場情報の収集と新規就農希望者への提供)
- (恒常的かつ組織的な新規就農者の技術習得支援)
- (組織的な高齢生産者から新規就農者への知識・経験の継承の取組)

ii) 担い手の育成

- (恒常的かつ組織的な担い手への技術習得支援)
- (組織的な取組による担い手の農場等を活用した技術実証)
- (生産者グループによる勉強会の実施)
- (管理獣医師や経営アドバイザーを活用した外部評価)

iii) 労働負担の軽減

- (組織的な取組による放牧の実施)
- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
- (省力化ロボットの導入)
- (ICT を活用した精密飼養管理システムの導入・活用)

iv) 飼養管理の改善等を通じた収益力強化

- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー) の利用拡大)
- (乳用牛の後継牛の確保・育成)
- (肉用牛の繁殖雌牛の増頭)
- (繁殖・肥育一貫経営への移行)
- (性判別技術や受精卵移植技術の活用)
- (マルチサイト方式の導入)
- (オールインオールアウト方式の導入)
- (地域的・組織的な家畜改良の取組への参画)
- (飼養規模の拡大 (酪農を除く))

v) 国産飼料の拡大

- (外部支援組織 (TMRセンター、コントラクター) の利用拡大)
- (国産飼料の流通体制の整備)
- (耕種農家との連携推進)
- (放牧の取組拡大)
- (子実用とうもろこし等の新たな濃厚飼料原料の生産・利用)
- (飼料用米・稲 WCS の利用拡大)
- (エコフィードの生産・利用の拡大)

(国産稲わら収集・利用の拡大)
(気象リスクに対応した飼料生産の推進)

vi) 畜産環境問題への対応

(堆肥の高品質化・ペレット化)
(堆肥の広域流通)
(畜産環境アドバイザーの活用)
(臭気対策として、高度で最適な低減技術（バイオフィルター、光触媒等）の活用)
(汚水処理対策として、高度で最適な処理技術（活性汚泥処理、膜処理等）の活用)
(地方公共団体が参画した地域理解の醸成)
(耕畜連携の推進)

vii) 既存の生産基盤の有効活用

(地域的・組織的な支援体制の構築)
(外部支援組織（TMRセンター、コントラクター、CS、CBS、ヘルパー）の利用拡大)
(省力化機械の導入)
(中長期的な人材育成と円滑な経営継承)
(経産牛供用期間の延長、雌子牛生産の拡大)

viii) 経営資源の継承

(恒常的かつ組織的な経営継承者の確保)
(恒常的かつ組織的な後継者不在経営体の情報の収集と経営継承者への提供)
(恒常的かつ組織的な経営継承者への飼養技術や経営知識習得支援)
(組織的な後継者不在経営体から経営継承者への知識・経験の継承の取組)

ix) その他都道府県知事が別途定める課題